

第2節

国際社会の繁栄の確保に向けた取組

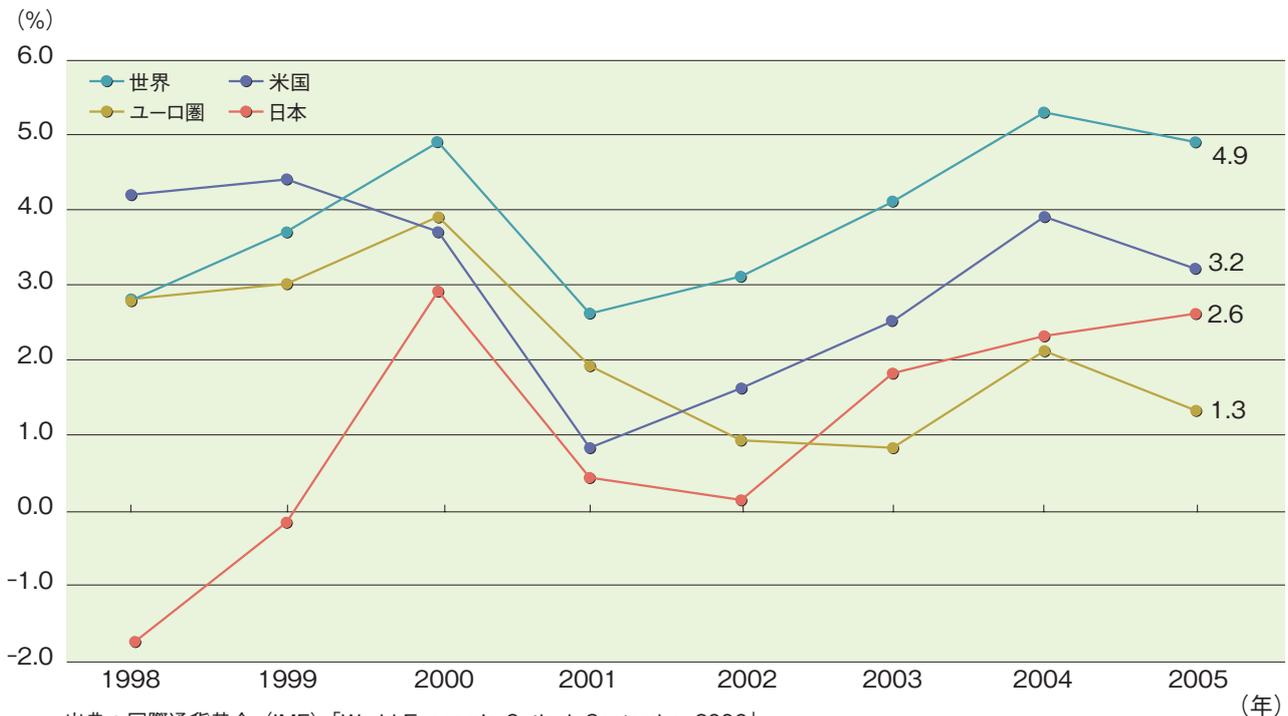
【総論】

2006年の世界経済は、力強く成長した。米国経済は住宅市場の調整のため成長は緩やかになっているものの拡大を続け、ユーロ圏経済は着実に回復した。中国等の新興諸国は引き続き成長が著しく、世界経済の成長を牽引した。日本経済も、景気回復が長期化し、デフレからの脱却が視野に入るなど、経済成長が底堅いものとなっている。こうした中、日本は日本経済と世界経済の更なる強化のため、以下の5つの重点課題を柱とする総合的な経済外交を展開している。すなわち、①WTOドーハ・ラウンド最終妥結に向けた交渉を基軸とする多

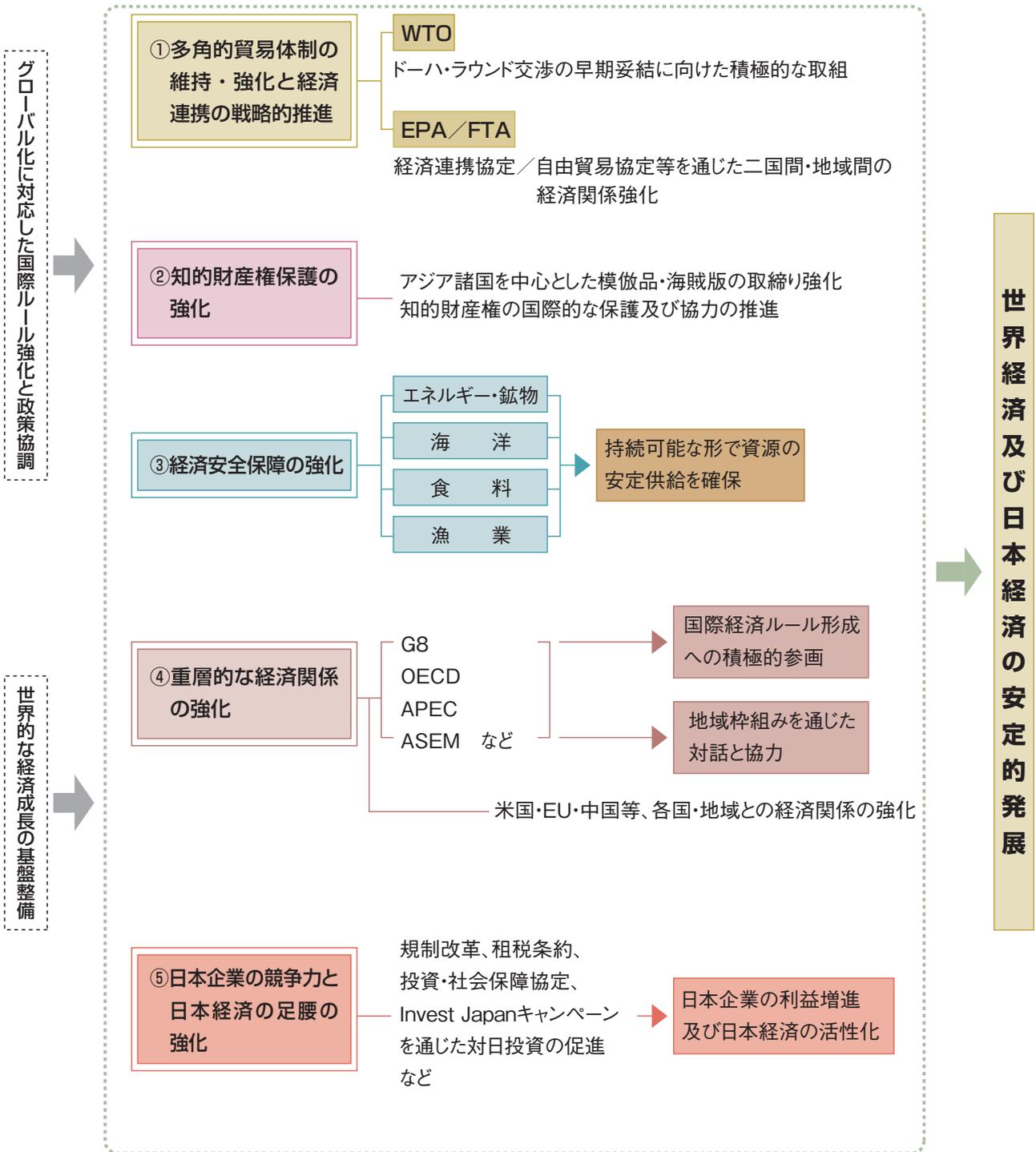
角的貿易体制の維持・強化、及びこれを補完する二国間・地域的な自由貿易協定・経済連携協定の戦略的推進を進める、②模倣品・海賊版拡散防止のための取組を含む知的財産権保護の強化、③エネルギー・食料などの経済安全保障の強化と海賊対策を含む海洋経済権益の確保、④G8、OECD、APEC、ASEM等の多国間枠組み、北米・欧州等との二国間枠組みでの経済関係強化、⑤日本民間企業の国際競争力や日本経済の足腰の強化である。

日本は、これら諸課題解決のため、国際社会の繁栄に向けた取組に積極的に参加しつつ、日本の経済的利益の促進に努めていく考えである。

主要国の実質GDP及び成長率



日本の対外経済外交のテーマ



なお、日本は、2003年に Invest Japan (インベスト・ジャパン) キャンペーンを立ち上げて以降、政府一体となって対日投資の促進に努めており、外務省においては

在外公館の積極活用や日本の関係機関と連携した広報活動に貢献している。その結果、2005年末の対日直接投資残高は約11.9兆円に達した。



APEC 首脳会議第一日終了後、ガラ・ディナー及び文化行事に出席する安倍総理大臣夫妻（11月18日、ベトナム・ハノイ）

1. 多角的自由貿易体制のルールづくり

(1) 多角的自由貿易体制と日本

戦後日本の経済発展は、多角的貿易体制の存在抜きには語れない。自由貿易制度の整備とともに各国の関税が引き下げられたことは、日本製品の輸出促進につながり、日本は貿易を通じた経済的繁栄を実現した。WTO^(注1)は関税引下げ交渉のみならず、貿易に関するルールづくりや紛争処理の機能を備えており、世界経済の安定と発展を支える機関として、ますます重要な地

位を占めている。

日本としても、世界の中で日本国民と日本企業が安心して働き、経済活動に従事できる環境を作るため、世界経済に法的安定性と予測可能性をもたらす WTO ルールの整備・強化に積極的に参画する必要がある。日本は、貿易拡大を通じた世界経済の成長に寄与する中で国益の増進を図っていく。

(2) 2006年の WTO ドーハ・ラウンド交渉^(注2)概観

各国は2006年年明け以降、累次にわたって閣僚会合を開催するなど集中的な交渉を行った。しかしながら、主に、農業の市場アクセス（関税引下げ）、農業の国内支持（農業補助金）、非農産品市場アクセス

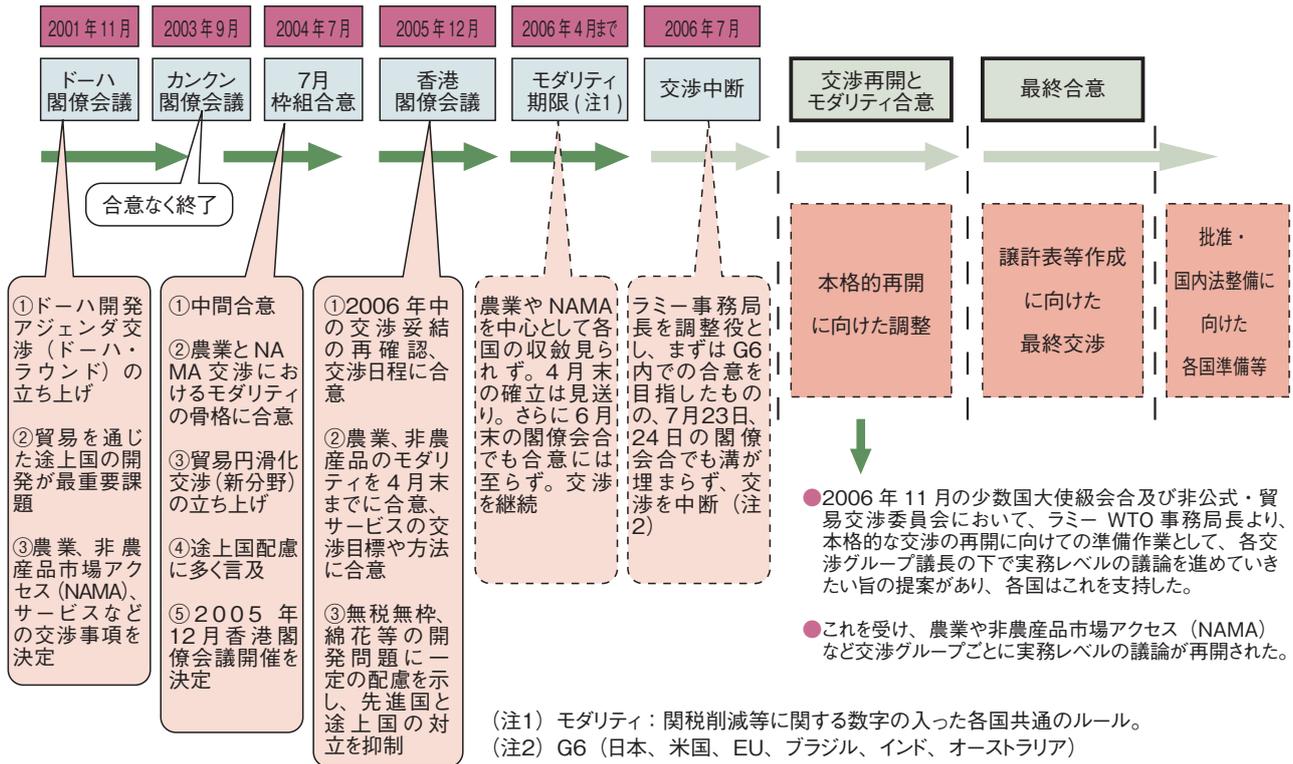
（NAMA）の3つの論点について、米国、EU、オーストラリア、日本、インド、ブラジルなど主要国間で意見が一致せず、4月末のモダリティ^(注3)合意という目標が未達成に終わったばかりか、上記3つの論点

(注1) 多角的貿易体制を戦後一貫して支えてきた GATT (関税及び貿易に関する一般協定。1947年に23か国・地域により調印された。日本の加盟は1955年。) を発展的に継承して1995年に発足した。

(注2) 現在の WTO ドーハ・ラウンド交渉は2002年1月に開始され、2004年には交渉の土台となる「7月枠組み合意」が成立した。この合意は、2004年7月にジュネーブで開催された一般理事会で採択されたもので、①農業と非農産品市場アクセス交渉における大枠の合意の決定、②通関手続きの改善等を行う貿易円滑化交渉の立ち上げ、③開発途上国の開発問題が交渉の中心的な課題であることを受けた開発途上国への配慮に関する多くの言及がなされた。2005年末に開催された香港閣僚会議では、2006年4月末までに農業と非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access) のモダリティを確立するという合意がなされ、同年末の交渉妥結が目標として設定された。

(注3) 関税削減等に関する数字の入った各国共通のルールのこと。

WTOドーハ・ラウンドの流れ



が相互に絡み合ういわゆる「三すくみ」^(注4)の膠着状態に陥った。

こうした状況を打開すべく、7月上旬にはラミー WTO 事務局長が調整役として日本を含む主要国との対話を行ったほか、同月中旬の G8 サントペテルブルク・サミットでは G8 首脳が、ドーハ・ラウンド妥結へ向けて柔軟性をもって協調し、1か月以内にモダリティ確立を目指すことを確認した。しかし、7月下旬の主要国閣僚会

合でも各国の立場の乖離は埋まらず、遂にラウンド交渉は中断という事態を迎えた。

7月下旬の交渉中断以降は、各国とも交渉を早期再開させるべく静かな外交プロセスを展開してきた。こうした努力もあり、11月の APEC 首脳会議でドーハ・ラウンド交渉の早期再開を呼びかける独立文書が採択されるなど交渉を後押しする機運も再び高まりを見せ、同月から各国間で実務レベルでの議論が再開した。

(3) 交渉各分野の概観

(イ) 農業

農業分野では、関税率や国内補助金の具体的な削減率や規律の在り方について各国共通のルール(モダリティ)に合意することを目指し、1月以降集中的に交渉が行われた。主な論点は①一般的な農産物の関税削減率をどの程度にするか、②関税削減率

を緩和することが認められる一部のセンシティブ品目の数・扱いはどのようにするか、③国内補助金の削減率をどの程度にするか、④国内補助金を貿易歪曲性に依拠してどのように分類するか、⑤食料援助等のうち、輸出補助金と同様の効果のあるものをどのように規律するか一等であった。

(注4) 農業の市場アクセスを巡っては、米国、ブラジル、オーストラリアなどの輸出国側が高レベルの関税削減を求める「攻め」の立場にあり、日本、EU、インドなどは現実的な削減を求める「守り」の立場にある。一方、農業国内支持(補助金)の削減の局面では、米国に更なる削減を求める諸国が「攻め」、高レベルの削減に慎重な米国が「守り」という対立がある。また、非農産品市場アクセス(NAMA)に関しては、先進国が高レベルの削減を求める「攻め」の立場にあり、ブラジル、インドを代表とする途上国側が「守り」の立場にある。こうした三すくみの形で、ラウンド交渉は膠着した。

WTO 全加盟国が参加する全体会合、主要少数国が集まる G6 会合、二国間での協議等を通じ、このうち、扱い、分類、規律の議論については一定の進展はあったものの、特に具体的な関税や国内補助金の削減率やセンシティブ品目の数等については各国間の溝が埋まらず、交渉中断の主要因の一つとなった。11月以降、各国ジュネーブ代表部の大使間では議論が再度進められている。今後、厳しい交渉が予想されるが、日本はこれまで同様、農業の多面的機能や食料安全保障等の非貿易的関心事項に配慮した、バランスのとれた最終合意を目指して取り組んでいく。

(ロ) 非農産品市場アクセス

非農産品市場アクセス交渉では、鉱工業品及び林水産品の関税や非関税障壁の削減に関する議論を行ってきた。関税の削減に関しては、「7月枠組み合意」の下、関税削減方式（フォーミュラ）、開発途上国配慮、分野別関税撤廃・調和、等の主要論点を中心に交渉を行い、2005年12月香港閣僚会議では、フォーミュラについて、高関税ほど大きい削減とする「スイス・フォーミュラ」の採用が合意された。

モダリティ合意を目指し、主要三要素（フォーミュラ係数、途上国への柔軟性、非譲許品目の扱い）の議論での合意形成のための努力が続けられるとともに、低譲許率国、小規模脆弱経済、新規加盟国等の例外的扱いについて集中的に議論が行われた。合意に向けた交渉は6月まで継続したが、農業交渉での議論に収斂が見られないことから、NAMAの主要三要素を巡る議論も収斂せず、より野心的な成果を目指す先進国と、途上国配慮を重視する途上国（インド、ブラジル等）との間の意見の隔

たりが縮まらないまま、7月、交渉が中断した。

11月下旬からの実務的交渉再開を受け、現在、途上国の扱い等の議論が行われている。鉱工業で強い競争力を持つ日本としては、実質的な市場アクセスの改善につながる成果を目指し、早期にモダリティ合意がなされるよう、更なる努力を行っていく。

(ハ) サービス

2005年12月の香港閣僚宣言での合意内容に従い、2006年3月・4月及び5月の計2回にわたり、個別の分野ごとに複数国間でサービス貿易交渉を促進させることを目的としたプルリ交渉^(注5)が実施され、また、7月初めにはサービス非公式閣僚会合が開催されるなど、7月末提出予定の第二次改訂オファー^(注6)が、より質の高いものとなるよう、途上国を含め加盟国の機運が高まった。しかし、7月の交渉全体の中断を受け、同オファーの提出目前でサービス貿易交渉も中断した。その後、11月中旬の実務レベルでの議論再開を受け、サービス貿易分野でも交渉グループ議長の下での非公式会合等が実施され、今後本格交渉再開に向け実務レベルでの交渉を進めていくことで合意が得られた。日本としては、サービス貿易自由化推進派として、本格交渉再開後に速やかに加盟国による質の高い第二次改訂オファーの提出が実現するよう、引き続き努力していく。

(ニ) 開発

開発途上国が WTO の加盟国の約5分の4を占めている現状で、開発途上国の開発問題は、今次ラウンドの中核的なテーマとなっており、開発途上国に対する「特別かつ異なる待遇（S&D）」、綿花問題^(注7)な

(注5) これまでの二国間のリクエスト・オファー交渉（一対一）からリクエストする側もされる側も複数国となり、集団対集団に発展したもの。計20分野の交渉グループが立ち上がり、日本は海上運送サービス及び建設サービスの2分野に関し調整国を務めた。

(注6) 各加盟国がサービス貿易自由化のための更なる約束を行うため、提出が求められているもので、香港閣僚宣言により2006年7月31日が提出期限となっていた。2000年にサービス貿易交渉が開始されて以来、2003年3月の初期オファー、2005年5月の改訂オファーの提出と過去2回オファーの提出が行われていた。2006年12月末現在で、加盟国149か国・地域のうち、初期オファーは96か国・地域が、改訂オファーは56か国・地域が提出している。

(注7) 西アフリカのLDC4か国（ブルキナファソ、ベナン、マリ、チャド）によって提起された問題。この4か国にとって、本来、綿花は十分競争力のある産業であるにもかかわらず、一部先進国が自国の綿花産業に与えている補助金のために、綿花輸出が阻害され大きな打撃を受けているとして、先進国に対して補助金の段階的撤廃及び撤廃完了までの補償措置を要求している問題。

どに加え、「統合フレームワーク」^(注8)を含む「貿易のための援助」(Aid for Trade)^(注9)を主要テーマとして議論が行われている。香港閣僚会議においては、後発開発途上国(LDC) 産品に対する市場アクセスの原則無税無枠化^(注10)についても合意された。

日本は、香港閣僚会議に先立ち「開発イニシアティブ」を発表した。これは、貿易促進を通じて開発途上国の発展に資することを目的に、「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面において、ODAによる開発援助やLDC無税無枠等を含む様々な措置を組み合わせて包括的な支援を行うものである。日本は、ラウンド交渉の進捗いかんにかかわらず、「開発イニシアティブ」を着実に実施していくこととしている。

(ホ) 紛争処理

WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱として、紛争解決制度がある。WTO加盟国は、この制度を加盟国間の貿易紛争の

解決のために積極的に利用しており、1995年のWTO発足時から2006年末までの12年間の紛争案件数は、356件(年平均29.7件)に達する^(注11)。

日本もこの制度の下で多くの紛争案件に関与してきている。2006年には、米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続^(注12)がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、9月にパネル^(注13)報告書が発出されたが、日本は、同報告書の内容を不服として10月に上級委員会に上訴したところ、2007年1月、パネル判断を覆して日本の主張をほぼ全面的に認める上級報告書が採択された。また、韓国の半導体製造企業に韓国政府が交付する補助金に関し、日本が賦課した相殺関税^(注14)が補助金協定等に違反すると韓国が申し立てた案件について、日本と韓国との間で紛争解決手続に従って協議が行われたが、問題の解決には至らず、本件について審議するためのパネルが6月に設置された^(注15)。

2. 経済連携協定の推進

日本は、WTOを中心とする自由貿易体制の強化・発展を対外経済政策の基本としつつ、それを補完するために、EPA/FTA^(注16)も推進している。EPA/FTAは、価値観を同じくするパートナーづくりの側

面もあり、政治・外交戦略上の観点からも、日本にとって有益な国際環境の形成に資するものである。そのため日本は、東アジアとのEPAを重要な課題と位置付けつつ、チリ、インドネシア、ブルネイ、湾岸

(注8) WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世界銀行の6国際機関による対LDC開発途上国貿易関連技術支援共同イニシアティブであり、二国間や多国間の貿易関連技術支援の効率的実施を行う。LDCの多角的貿易体制参画を通じた貧困削減、持続的経済発展の達成も目的としており、LDCの供給側の制約解消に資するものとして、LDCや国際社会の期待も高い。

(注9) 開発途上国が貿易から十分な利益を得るためには、貿易自由化だけでは不十分であり、貿易関連の技術支援、生産能力の向上や流通インフラ整備などを含めた供給面での支援、貿易自由化に伴う構造調整面での支援等が必要との観点から、WTO、OECD、世界銀行などで「貿易のための援助」に関する議論が行われている。ただし、現時点において明確な定義はない。

(注10) LDC産品に対する関税を量的な制限を設けなく原則的に無税とする措置。香港閣僚会議では、97%以上を無税無枠とすることが合意されている。

(注11) GATTの下での紛争案件数は、1948年から1994年までの間に314件(年平均6.7件)。WTOの下での紛争案件数356件のうち、2006年末までに日本が当事国(申立国または被申立国)としてかかわった案件は、27件。なお、件数については、WTOホームページに掲載されているDS番号の付されたすべての案件をそれぞれ1件として計算している。

(注12) 米商務省は、ダンピング・マージン(輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差)を計算する際に、①まず、その産品の個々のモデルまたは取引ごとに輸出国の国内正常化価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この産品全体のダンピング・マージンを算定している。この総計をする②の段階において、①の比較で輸出国の国内正常価格より対米輸出価格が高いものについてはその価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式。これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。

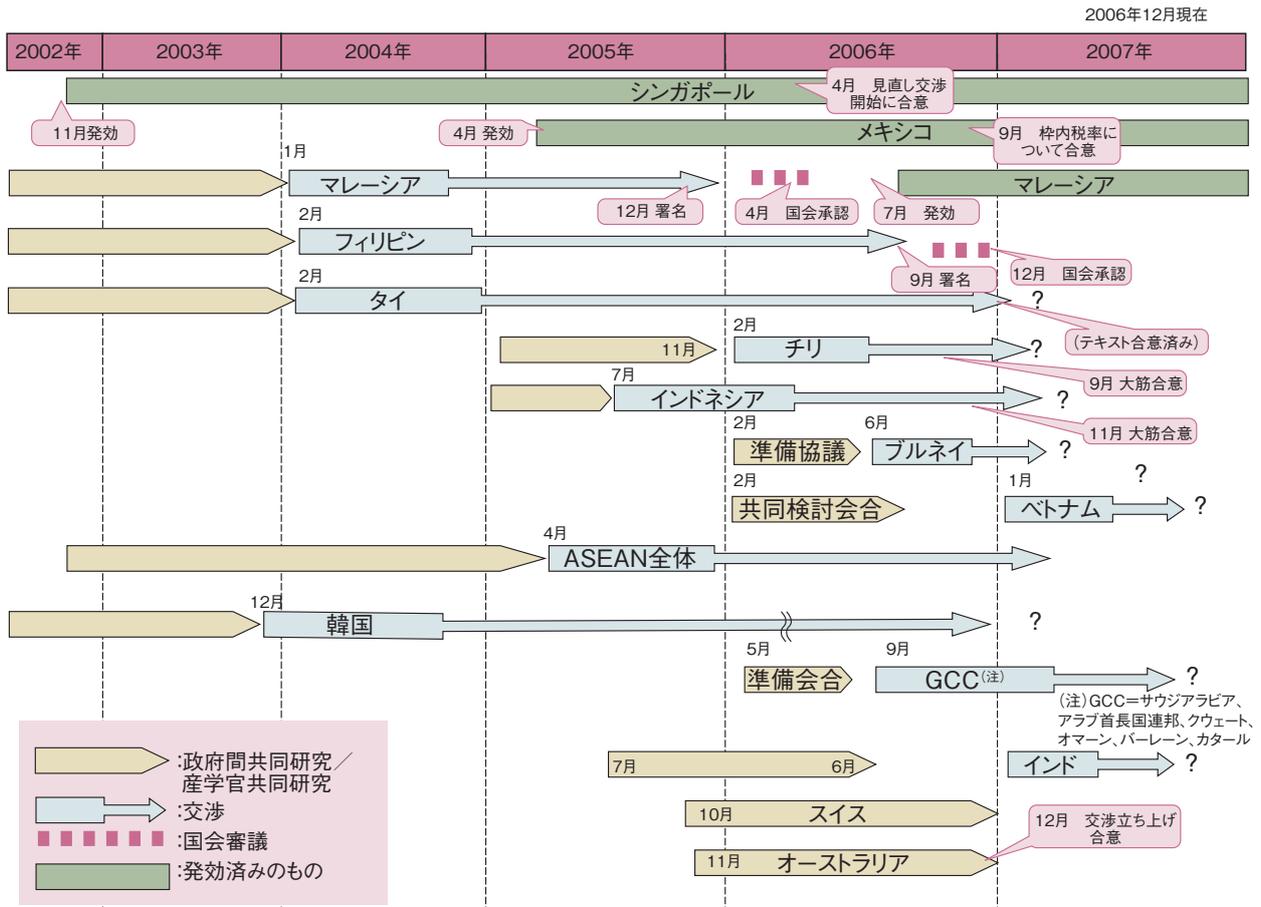
(注13) パネルは、紛争案件ごとに構成され、WTO紛争解決手続における第一審に相当する役割を果たす。申立国は、パネルの法的判断に不服がある場合には、上級委員会(常設の機関で、第二審(かつ最終審)に相当)に上訴できる。

(注14) 韓国政府による韓国ハイニックス・セミコンダクター社への支援措置に関し、日本のDRAM(ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー。半導体の一種)産業から申請を受けた日本政府が調査を行った結果、問題の支援措置がWTO協定上の補助金に該当し、同社製品の日本への輸入により日本のDRAM産業に実質的な損害が生じていると認定された。日本は、この調査結果を踏まえ、WTO協定に基づき、韓国から日本に輸入される同社製DRAMに対して27.2%の相殺関税を賦課することとした。

(注15) 2006年末現在手続進行中。

(注16) 特定の国・地域の間で、関税などを撤廃し、モノやサービスの貿易自由化を図ることを目的とした協定を自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)と呼ぶ。FTAを基礎としながら、投資、人の移動、政府調達、競争政策、知的財産などの分野におけるルールづくり、さらには様々な分野での協力を通じて各種経済制度の調和等を図ることを目的とした協定を経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement)と呼ぶ。

EPA交渉の現状と見通し



協力理事会（GCC）など、資源・エネルギー面で重要な国・地域との交渉も積極的に進めた。

特にEPA交渉を迅速に進めるため、日本は3月の経済連携推進に関する主要閣僚打合せにおいて確認された交渉加速化策に基づき、交渉の当初から条文の雛形を提示することや、相手により交渉内容を絞ることなどを行った。その結果、2006年には交渉開始から6か月でブルネイとの交渉が、また7か月でチリとの交渉が大筋合意に達

するなど、交渉が加速化した。

また日本は、2005年から民間専門家によって研究会が実施されているASEANと日中韓の13か国からなるFTA構想に、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた16か国によるEPA構想について、民間専門家による研究を提案した。さらに、2006年11月に行われたAPEC首脳会議ではアジア太平洋の自由貿易圏構想が議論された。

(1) 2005年以前に発効したもの

(イ) シンガポール

2006年4月、日・シンガポール経済連携協定^(注17)を一部見直すことに合意し、物品

貿易・金融サービス等の5つの分野について、更なる経済自由化に向けた交渉が始められた。

(注17) 2002年11月に発効。日本にとって初めてのEPA。

(ロ) メキシコ

9月、日・メキシコ経済連携協定^(注18)発効後2年目から5年目の一部品目（鶏肉、

牛肉及びオレンジ生果等）の枠内税率を定めた日・メキシコ経済連携協定議定書が署名された。

(2) 2006年中に発効したもの／署名されたもの

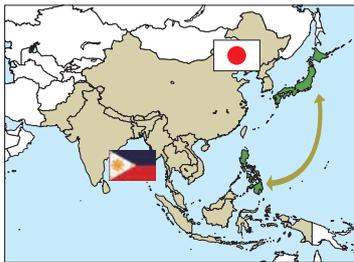
(イ) マレーシア

7月、日本にとって3つ目のEPAである日・マレーシア経済連携協定が発効した。本協定は、貿易量で97%もの製品の関税を撤廃することや、サービスの自由化、投資等のルールづくりについて規定しているほか、日本が東アジア諸国とのEPA交渉を進める上で大きな推進力となった。

(ロ) フィリピン

2004年2月に交渉を開始したフィリピンとのEPAは、9月に小泉総理大臣とアロヨ大統領による署名に至った。12月には日本の国会で承認されるなど、発効に向けた双方の手続きが進められた。この協定では、日本のEPAとしては初めて、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて規定された。

日・フィリピンEPA<協定の概要>



協定の意義 ～2006年9月署名～

- 両国間の貿易投資の自由化・拡大
- 相互依存関係深化のための法的枠組み整備

往復貿易額の約94%で関税撤廃



輸出額の約97%が無税に



輸入額の約92%が無税に

日本からの対フィリピン鉱工業品輸出

→ほぼすべての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄 鋼：日本からの輸出量の60%以上について関税を即時撤廃（無税枠を含む）

自動車：現地組立車用部品のうちフィリピンで生産されていないものは関税即時撤廃、その他の部品は即時～10年以内に関税撤廃
：3,000cc超の乗用車・バス・トラック等は原則2010年に関税撤廃、3,000cc以下の乗用車は段階的な関税削減の後2009年に再協議

農林水産品

● 日本市場へのアクセスの改善
バナナ（小さい種類のもの）：10年間で関税撤廃、その他の種類も関税削減
パインアップル（900g未満のもの）の関税割当：枠内無税（1年目1,000トン→5年目1,800トン）
水産物：キハダマグロ、カツオ（協定発効後5年間で関税撤廃）

● フィリピン市場へのアクセスの改善
日本輸出関心品目の温帯果実の関税即時撤廃：ぶどう、りんご、なし等

包括的に連携を推進

サービス：コンピューター、流通、金融、海運等でWTOを超える自由化約束（外資制限緩和等）

投資：原則として内国民待遇及び最恵国待遇の相互付与、パフォーマンス要求の禁止

知的財産：知的財産制度の透明性向上、権利行使の強化、協議メカニズムの設置、知的財産分野での協力

競争：反競争的行為に対する取組による競争の促進及びその分野での協力

ビジネス環境の整備：相手国企業等からの苦情・照会を可能とする委員会を設置

協力：人材育成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー・環境、科学技術、貿易・投資促進、中小企業、観光、運輸、道路整備の10分野

人の移動：短期の商用訪問者、企業内転勤者、看護師・介護福祉士等

(注18) 2005年4月に発効。

(3) 大筋合意したもの（チリ、インドネシア、ブルネイ、タイ）

銅等の鉱物資源の重要な供給国であるチリとの間では、2月に交渉を開始し、9月には大筋合意に至った。インドネシアとの間では、2005年7月に交渉を開始し、2006年11月に大筋合意に至った。また、インドネシアとの協定では、日本のEPAで初め

てエネルギー・鉱物資源章が設けられることとなった。さらに、ブルネイとの間では、6月に交渉を開始し、12月に大筋合意に至った。

なお、タイとの間では、既に協定文言を確定させている（大筋合意は2005年9月）。

(4) 交渉中の協定（ASEAN、GCC、韓国）

ASEAN各国との二国間交渉と並行して、ASEAN全体との包括的経済連携協定の交渉も進めている。2007年1月の日・ASEAN首脳会議で、2005年4月の交渉開始から2年以内に可能な限り早期にまとめるとの決意を確認した。

同じく複数国を相手とする協定では、

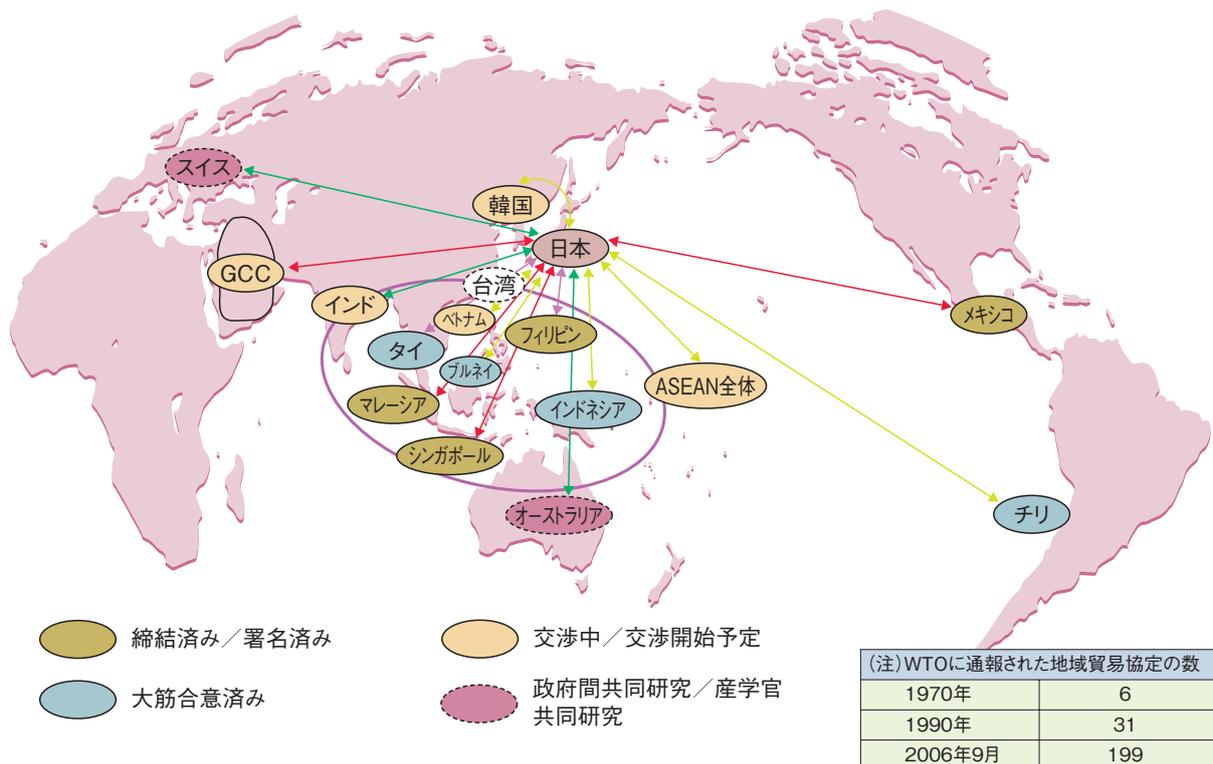
GCCとのFTA交渉開始を決定し、4月にスルタン・サウジアラビア皇太子が来日した際の日・サウジ共同声明において歓迎の意を表明した。その後、5月の準備会合を経て、9月に東京で第1回交渉会合を開催した。

(5) 交渉開始の決定／共同研究等（ベトナム、インド、オーストラリア、スイス）

ベトナムとの間では、10月、安倍総理大臣とズン首相との首脳会談において、2007年1月に第1回正式交渉を開催することが

正式に決定された。インドとの間でも、12月のシン首相来日時との首脳会談で、2007年1月の交渉開始に合意した。また、オース

経済連携強化に向けた取組の現状（2006年末現在）



トラリアとの間では、12月の日豪電話首脳会談で交渉開始に合意した。さらに、スイ

スとの間で、経済関係の強化の在り方について政府間の共同研究を行った。

3. グローバル化の進展に対応する国際的な取組（ルールづくり）（G8、OECD）

【総論】

2001年の米国における同時多発テロ後の新しい国際環境の中で、持続可能な開発、貧困、テロ対策や大量破壊兵器等の不拡散といったグローバルな課題への対応が急務となっており、途上国への支援、ルールづくりが必要である。また、エネルギー問題

や気候変動、感染症といった課題も浮き彫りになっており、中国やインド等の新興国の発展に伴う様々な課題にも焦点が当たっている。日本は、主要国首脳会議（G8サミット）や、経済協力開発機構（OECD）等において、先進国の一員として政策協調や基本ルールの策定に積極的に貢献し、これらの課題に取り組んでいる。

(1) G8サミット

32回目を迎えたG8サミットは、7月15日から17日まで、ロシアのサンクトペテルブルクで開催された。

G8サミットでは、議長であるプーチン大統領が主要議題として提示した、エネルギー安全保障、教育、感染症に加え、貿易等についても活発な議論が行われた。政治分野では、レバノン情勢の悪化により中東が大きな焦点となり、小泉総理大臣からは、G8サミット直前のイスラエル及びパレスチナ訪問を踏まえて現地の最新情勢や各首脳との意見交換の結果を紹介した。さらに、北朝鮮の問題については、小泉総理

大臣から、ミサイル発射問題に関する安保理決議が全会一致で採決されたことに関し、関係国の協力に対する謝意を表しつつ、G8による明確なメッセージの必要性を強調するとともに、北朝鮮の核や拉致問題の解決への協力も訴えた。その結果、これらの問題に関し、G8として明確なメッセージが発出された。

なお、以上の議論を踏まえ、「議長総括」に加え、エネルギー安全保障、教育、感染症、貿易、腐敗との闘い、知的財産権の保護、アフリカ報告書、中東、テロ対策、不拡散（北朝鮮、イランを含む）、安定化と



G8サンクトペテルブルク・サミット参加のG8首脳
(7月16日、ロシア・サンクトペテルブルク 写真提供：内閣広報室)

復興のための行動についての文書が発出された。また、「ムンバイ及びインドの他の地域で発生した野蛮なテロ行為に対する声

明」が、G8と招待国及び国際機関等^(注19)により発出された。

(2) OECD

OECD^(注20)においても、日本は経済・貿易・開発をはじめとする各分野で積極的に議論を牽引している。5月にはOECD閣僚理事会^(注21)が行われ、「繁栄の実現」をテーマに中国やインド等の新興経済国との関係構築や非加盟国との関係強化・新規加盟などOECDの今後の在り方を左右する問題がとりあげられた。日本からは、これまでリードしてきた開発のための投資関連活動の重要性を提起し、その結果、投資のための政策枠組み(PFI)^(注22)がOECDにおける重要プロジェクトとして承認された。PFIについては、7月に東京、9月にベトナムにおいてその普及のためのセミナーが実施された。また、OECDを通じた非加盟国との協力の一環としては、日本

は中東・北アフリカ地域(MENA)を対象とした投資とガバナンス向上のためのプロジェクト及びアフリカの投資環境向上のためのプロジェクトにも積極的に取り組んでいる。そのほか、日本は、6月1日に就任したグリア事務総長を7月に訪日招聘し、小泉総理大臣、麻生外務大臣ほか主要閣僚との会談を通じて、日本とOECDの関係強化に努めた。同事務総長の訪日にあわせ、OECDでは、日本経済は構造改革の結果、不況を脱したと評価したOECD対日経済審査報告書が公表された。なお、ジョンストン前事務総長には10年にわたる在任期間中の功績により、11月7日、旭日大綬章が贈られた。

4. 経済安全保障の強化（エネルギー、海洋、漁業、食料）

【総論】

日本は、国民の安定的な経済・社会生活の基盤となる原油や天然ガス、石炭等のエネルギー・鉱物資源や漁業資源、農産物に

加え、その他の資源の多くを海外からの輸入に依存している。そのような中、有限な資源の安定供給や持続可能な方法での活用によって、日本の経済安全保障を強化することは、非常に重要な課題である。

(1) エネルギー安全保障

7月、ロシアが議長国を務めたG8サミットペテルブルク・サミットにおいて、主要議題の一つとして、「エネルギー安全保障」がとりあげられた。G8各国首脳は、

「世界のエネルギー安全保障」との文書を採択し、国際社会が協力して取り組むための課題^(注23)に効果的に対処するための「行動計画」を作成した。日本は、G8のこの

(注19) ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカに加え、国連、WHO、IAEA、IEA、ユネスコ、世界銀行、WTO、AU 議長国(コンゴ(共))、CIS 議長国(カザフスタン)が招待された。

(注20) 1961年に国際経済全般について協議することを目的として20か国で発足した国際機関(現在は30か国)で、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれており、主として先進国間の政策調整やルールづくりの場として役割を果たしている。日本は1964年に加盟。

(注21) OECDでは毎年1回閣僚理事会を開催。2006年閣僚理事会(於パリ)には、日本から二階経済産業大臣、櫻田内閣府副大臣、塩崎外務副大臣が出席した。

(注22) 民間投資が途上国の成長に不可欠のものであるとの観点から、途上国の投資環境改善のため、投資政策、競争政策、税制、コーポレート・ガバナンス等10分野にわたって、途上国政府による実施が期待される政策をまとめたガイドライン。

(注23) ①高値かつ不安定な石油価格、②増大するエネルギー需要、③多くの国における輸入依存の増大、④エネルギー・チェーン全体における投資、⑤環境保護及び気候変動への対処、⑥重要なエネルギー・インフラの脆弱性、⑦政治的不安定、自然災害。

ような経緯も踏まえて、各国と協力しながら以下のような外交政策を進めている。

(イ) 安定供給の確保

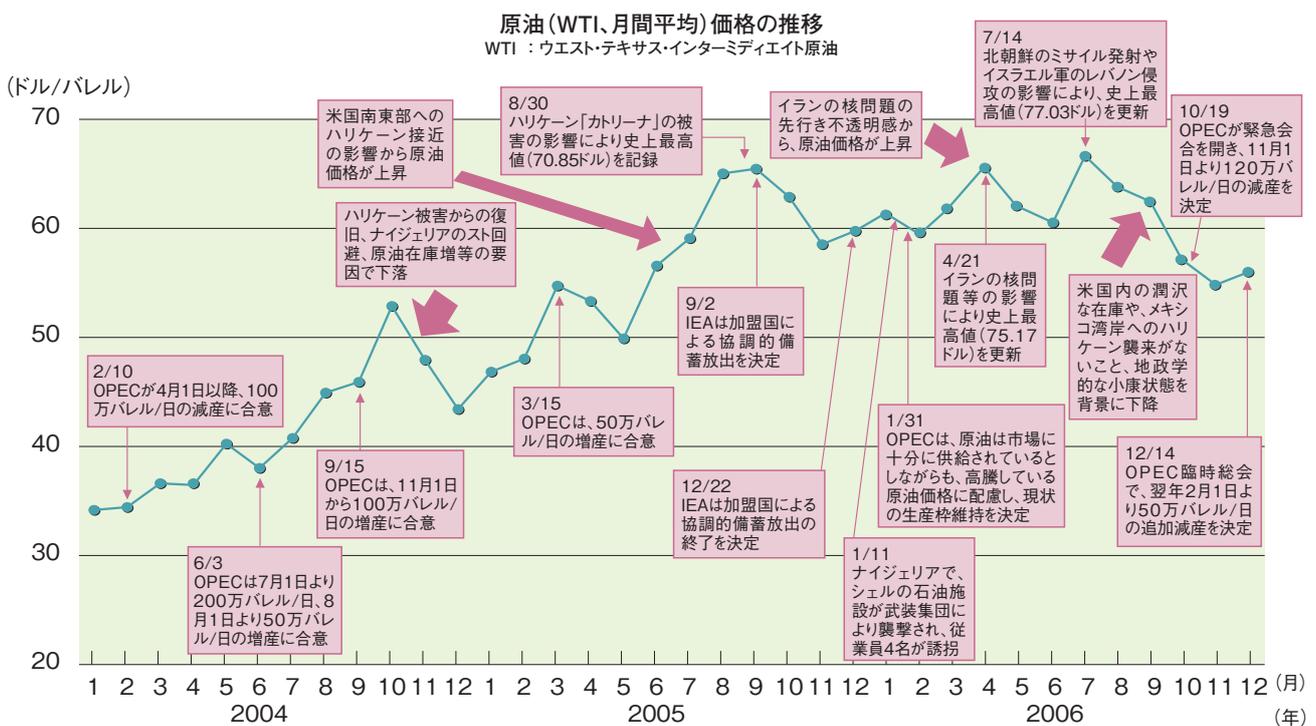
エネルギー市場の安定化を実現し、日本へのエネルギー安定供給を確保するため、エネルギー生産国との関係強化、中東地域の安定^(注24)等の環境整備等に努めている。具体的には、4月のサウジアラビア皇太子の訪日、7月のG8サミット、8月の小泉総理大臣のカザフスタン、ウズベキスタン訪問、11月のAPEC首脳会議、ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日等の機会をとらえて、首脳レベルで生産国との一層の関係強化に努めた。一方で、資源輸入先の多様化に向け、ロシア等との関係強化にも力を入れている。また、エネルギー輸送路等の安全確保のため、シーレーン沿岸国に対する航行安全、海上取締り等の分野での支援強化等を実施している。

(ロ) エネルギー効率向上の世界への^{でんぱ}伝播及び代替エネルギー普及への取組

日本は、1960年～1970年代の公害問題や石油ショック以降、官民を挙げて省エネ推進に取り組んだ結果、世界で最もエネルギー効率の高い国の一つとなった。3月、外務省において、「中国、インド、ロシアに関するエネルギー安全保障」セミナーを開催したほか、7月のASEAN+3外相会合等あらゆる外交上の機会をとらえて、エネルギー需要が増大する中国、インド等アジア諸国との対話を進めてきた。

また日本は、ASEANやブラジルとはバイオ燃料面での協力の可能性について首脳レベルで話し合った結果を受けて、具体策を検討してきた。さらに、各国の実情にあわせた小規模水力発電、風力、太陽光発電等のテラーメイドの支援が重要であるとの考え方をG8サミットや4月の国際エネルギー・フォーラム(IEF)等の場で主張し、各国の理解を深めた。

原油価格の推移



(注24) 中東和平への日本の貢献については第2章第6節2.「中東和平」参照。

(ハ) 多国間協力とルールの強化

ますます多くの国が資源エネルギーに対する国家管理を強める傾向にある中、国際的な規範の形成及び遵守の働きかけは、国際対話の推進とともに、今後も大きな課題である^(注25)。

こうした点において、国際エネルギー機関（IEA）は重要な役割を果たすが、12月には、日本の候補である田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が次期 IEA 事務局局長に選出された（2007年9月就任予定）。IEA は、緊急時の石油備蓄協調放出、環境とエネルギーの両立のための技術研究等、重要な活動を行っており、日本としては関係国と協調しつつ、IEA を一層戦略的に活用していく。

また、エネルギー憲章条約は、エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化並びにエネルギー分野における投資の自由化・保護等について規定する唯一の国際約束である。11月には、同条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議において、河村武和欧州連合日本政府代表部大使が2007年1月に議長に就任することが決定された。日本は、貿易の自由化、投資環境の強化を通じてエネルギー安定供給を確保

するとの目的を持ち、ロシアによる同条約の批准、アジアへの加盟国の拡大に向けて貢献している。

さらに、関連する国際機関を通じて、エネルギー・鉱物資源の安定供給に向けて、各国の生産・消費・輸出入動向の把握に努めている。

(ニ) 原子力外交の推進

原子力発電は、日本の総発電量の約3分の1に達しており、基幹電源となっている。資源小国である日本は、ウランの安定供給を確保するため、供給国との二国間関係の強化等の外交努力を行っている。さらに、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した形での原子力エネルギーの利用の推進は、国際的なエネルギーの安定供給に資する。このため、日本は、IAEA をはじめとする多国間での枠組みを通じて、様々な協力を実施しており、また、将来の原子力システムを開発するための「第4世代原子力システムに関するフォーラム（GIF）」、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）」などの国際的な取組にも積極的に参加している。

(2) 海賊対策

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存しているが、特に石油はほとんどすべてが東南アジアの海上を通過している。アジアにおける海上の安全確保は、日本の海上輸送にとって重要なだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

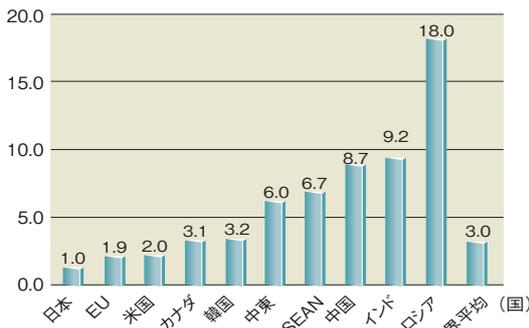
東アジアは依然として海賊行為等の最多発地域となっているが（図表「海賊事件報

告件数」参照）、その関係では「アジア海賊対策地域協力協定」が9月4日に発効した（日本は2005年4月に締結）。また、11月に開催された同協定第1回総務会において、同協定に基づく国際機関である情報共有センターが設立され、同センター初代事務局長に伊藤嘉章国際連合日本政府代表部公使が選出された。今後、同センターを通じてアジア地域における海賊情報の共有体制や各国協力網が整備されることとなる。

(注25) G8 サントペテルブルク・サミットにおいても、「政治的な目的のためにエネルギー資源を使わない」ことが確認された。

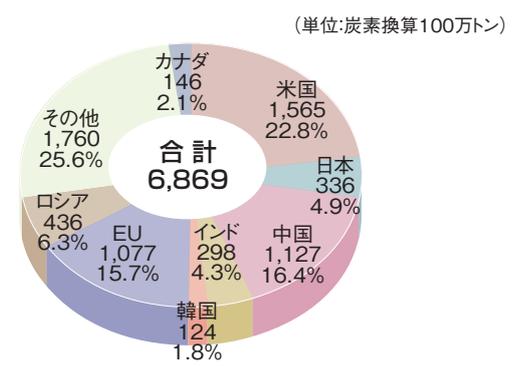
主要国の天然資源(石油、天然ガス等)の輸出入、消費量、埋蔵量など

GDPあたりの一次エネルギー消費量の各国比較



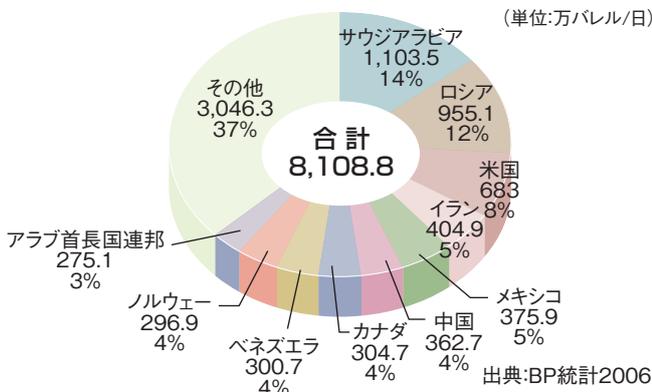
※一次エネルギー消費量(石油換算トン/実質GDPを日本=1として換算)
 *ASEAN(カンボジアとラオスを除く)
 Source:IEA Energy Balances of OECD Countries 2003-2004(2006)
 IEA Energy Balances of non-OECD Countries 2003-2004(2006)

CO₂排出量(2005年)



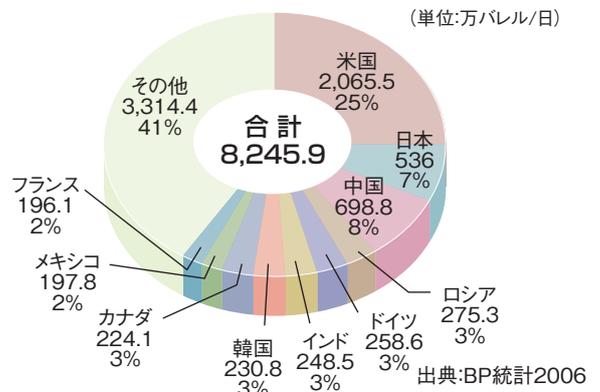
出典:(財)省エネルギーセンター「エネルギー・経済統計要覧2006」

原油(NGL含む)生産量(2005年)



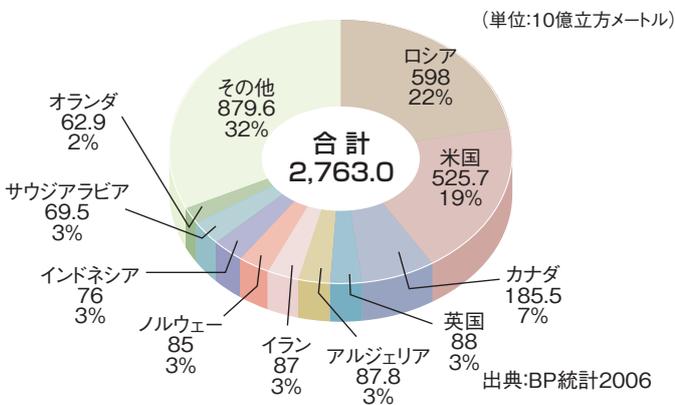
出典:BP統計2006

原油(NGL含む)消費量(2005年)



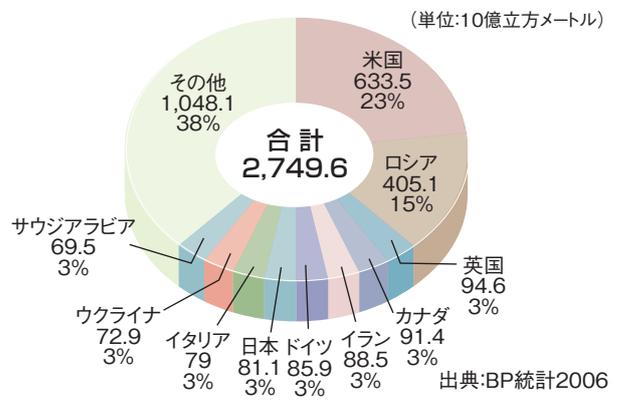
出典:BP統計2006

天然ガス生産量(2005年)



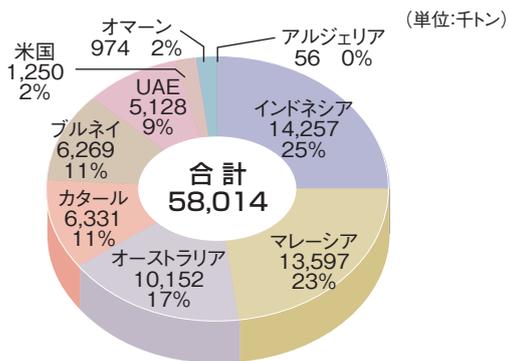
出典:BP統計2006

天然ガス消費量(2005年)



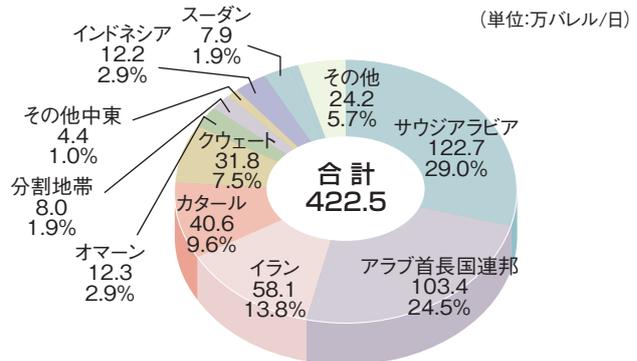
出典:BP統計2006

日本の天然ガス輸入国(2005年)



出典:貿易統計

日本の原油輸入国(2005年)



出典:経済産業省「資源・エネルギー統計年報」

海賊事件報告件数

区分	年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
東アジア		109	100	173	257	178	175	193	173	117
東アジアのうちマラッカ海峡		8	6	37	112	58	34	36	60	20
インド洋		41	25	51	109	86	66	96	41	51
アフリカ		41	41	52	62	80	70	89	70	72
中南米		45	38	29	41	23	67	72	46	26
その他		16	6	4	2	3	5	2	0	0
合計		252	210	309	471	370	383	452	330	266
日本関係船舶の被害件数		18	19	39	31	10	16	12	7	9
東アジアにおける日本関係船舶の被害件数		12	14	28	22	4	12	11	7	9

出典：国際海事機関(IMO)「海賊行為等報告書(2005年版)」、国土交通省「海事レポート(2006年度版)」等

(3) 海洋

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚^(注26)・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。

日本は、海底資源の安定的確保を通じた経済的な権益を確保するため、国連海洋法条約に基づき日本の大陸棚の限界を最大350海里まで延長すべく、周辺海域の海底地形・地質調査を進めている。また、大陸棚限界延長に関する情報共有は各国の大陸棚延長準備に資するとの考えの下、第60回国連総会決議「海洋及び海洋法」の検討に

際し、国連事務総長に各国の情報共有を促すよう取り組むことを求める提案を行い、決議の内容に反映させた。また、同決議において、国連事務総長に各国の情報共有を促す取組が求められたことを受け、3月に国連大学と共同で、国際シンポジウム「200海里を超える大陸棚の外側の限界の設定に関する科学的及び技術的側面」を開催した。このシンポジウムには、大陸棚限界委員会委員のほか、日本内外の有識者、専門家が参加し、大陸棚延長に関する知見の共有に貢献した。

(4) 食料

日本は、熱量ベースで、食料供給の約6割を海外に依存し、年間約4兆円以上の農産物を輸入する世界最大の農産物純輸入国である。また、世界の食料需給は、人口増加に伴い需要が増加する一方、水資源不足、地球温暖化の影響などにより、供給にも中長期的に多くの不安定要因がある。日本は、このような中、日本を含めた世界の食料安全保障を実現するため、国連食糧農業機関(FAO)等関係する国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組んでいる。

日本の国際機関への貢献の一例として、財政状況の悪化しているFAOに対しては、関係国と連携しつつ、理事会等の場において、財政改善の重要性を強力に主張してきた。また、穀物、コーヒー等一次産品に関する情報交換、需給関係の安定を目的とした関連国際機関の活動にも参加してきた。国際穀物理事会(IGC)の事務局長には、1月に日本の北原悦男候補が選出され、2月から就任した。

さらに、日本は、世界における食糧安全保障の確立に向けて、特に食糧が不足して

(注26) 国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底等をその大陸棚とするとともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。

いるアジア・アフリカ地域の開発途上国の貧困農民や小農に対し、食料生産の向上に

向けた途上国の自助努力への支援等を実施している。

(5) 漁業（マグロ・捕鯨問題等）

世界の海洋漁業資源が、その4分の3あるいはそれを超える割合で乱獲されている^(注27)との懸念が広まりつつある中、日本は世界有数の漁業国、水産物の輸入国として、国際的な場においても、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力を積極的な役割を果たしている。

近年、各地域の漁業資源管理機関においては、違法・無報告・無規制（IUU）漁船等への対策が進んでいる。こうした機関では、日本のイニシアティブにより導入されたポジティブリスト措置^(注28)など、資源の保存管理のためのルールが定められている。そうした中、日本は、責任ある漁業国として、8月、タラ、カレイ等のストラドリリング魚類資源及びマグロ、カツオ等の高度回遊性魚類資源の保存・管理のための一般原則等について定めた「国連公海漁業協

定」を批准した^(注29)。また、マグロ類については、海域によっては資源量の減少が顕著になりつつある中で、日本は南半球におけるミナミマグロや大西洋におけるクロマグロの漁獲量の削減に積極的に協力している。

捕鯨については、6月の第58回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合で、鯨類の持続可能な利用を支持する国がわずかながら反捕鯨国を上回り、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ない等の内容が盛り込まれたセントキッツ宣言が採択された（同宣言には法的拘束力はない）。日本は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、今後もIWC加盟国に対し、この立場への一層の理解と支持を積極的に働きかけていく。

(注27) FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2004", p32

(注28) 規制を遵守している正規船及び正規の蓄養場のリストを作成することにより、同リストに掲載されていないIUU漁船や規制を遵守しない蓄養場からの輸入を認めないもの。

(注29) 正式名称は「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」。